

新潟市立保育園・認定こども園 紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書

1 事業名

新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業

2 事業目的

新潟市立保育園・認定こども園（以下、「保育園等」という。）で使用する紙おむつは、各家庭において記名した紙おむつを持参している。また、保育園等においては、各家庭から持参された紙おむつの在庫管理や補充の連絡等の業務を行っており、保護者、保育者双方にとって時間や手間のかかる作業、業務となっている。

このような状況を改善するため、紙おむつ等定額利用サービスを導入することにより、保護者、保育者双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図ることを目的とする。

3 事業概要

保育園等に在園している児童が、保育園等で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）を定額利用できるものとし、利用を希望する児童が在籍する保育園等で紙おむつ等定額利用サービスの提供業務を実施する。

4 事業実施期間

協定書締結日から令和10年3月31日まで

5 実施場所

新潟市立保育園・認定こども園 79施設（別紙 市立保育園等一覧表のとおり）

6 事業内容

提供事業者（以下、「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

(1) サービスの利用に関する契約及び契約期間

ア 契約は、サービスの利用を希望する児童の保護者（以下、「保護者」という。）が直接事業者へ申し込むこととし、事業者と保護者の直接契約とする。なお、本市及び各保育園等は料金徴収、還付、滞納整理、契約、解約等には関与しない。

イ 契約期間は1カ月毎とし、「4 事業実施期間」に定める期間中は保護者からの申し出がない限り自動更新とすること。

ウ 「4 事業実施期間」に定める期間中に新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とすること。

エ 「4 事業実施期間」に定める期間中に保護者が解約を申し出た場合、期間途中での解約を可能とすること。なお、解約後に再度の利用を希望する者がいる場合は、期間途中での契約を可能とすること。

オ 「4 事業実施期間」に定める期間中に、退園や長期休園等の理由でサービスを継続できない場合の手続について、あらかじめ保護者に示しておくこと。

(2) 紙おむつ等の規格及び利用料金

- ア 紙おむつ等は、国内流通メーカー品とすること。
- イ 紙おむつは、利用児童の年齢等に応じて必要なサイズ・タイプ（テープ・パンツ）を取り扱うこと。
- ウ 利用料金は「月額定額制」とし、児童1人につき1契約とする。
- エ 紙おむつ等の利用枚数に上限は設けないこと。ただし、トイレトレーニングに対応した通常よりも安価なプランを別途設けることは可とする。
- オ 利用料金の徴収（還付を含む。）は、事業者と保護者との間で行うこととし、口座振替のほか、クレジットカード等のキャッシュレス決済に対応すること。
- カ 「4 事業実施期間」の最初に、利用者確保のため、最低1か月間の無料トライアル期間を設けるよう努めること。

(3) 納品体制・衛生管理

- ア 紙おむつ等は次のいずれかの方法により保育園等へ直接納品すること。
 - (ア) 事業者が、1週間に一度程度保育園等に出向き、在庫を確認のうえ必要に応じて補充を行う方法。
 - (イ) 納品枚数、納品時期については、各保育園等の要望に従い、事業者又は紙おむつメーカーが直接各保育園等へ納品する方法。ただし、在庫管理、発注等が、保育園等の業務負担にならないシステム等が実装されていること。
- イ 紙おむつ等の納品の時間帯については、事業者と各保育園等において協議し決定すること。
- ウ 汚染・破損等を生じた紙おむつ等を利用者に提供することがないよう留意すること。
- エ 事業者は、利用児童名簿一覧等、申込者の一覧が確認できる資料を各保育園等へ提供し、利用者等に変更がある場合は遅滞なく各保育園等へ報告すること。

(4) 問合せ対応

事業者は、保育園等及び保護者からの問い合わせや苦情等について、サポート体制を整備し、丁寧かつ適切に対応すること。

(5) 保育園等及び保護者への周知

- ア 公募により選定された候補事業者は、当該事業者のサービス内容が分かる資料（1～2枚程度。ホームページ等で内容を補完することも可）を作成し、後日指定する期日までに必要数を各保育園等に配布すること。
- イ 「4 事業実施期間」に定める期間中の入園希望者等に配布する資料（サービス内容が分かるもの）について、各保育園等からの要望により必要数を直接各保育園等へ提供すること。
- ウ 各保育園等に対し、説明資料やマニュアル、保護者の利用申込書等を作成し配布すること。また、サービス開始前に関係職員への説明会を実施し、円滑な運営ができるよう必要な措置を講じること。また、運営開始後も、各保育園等の求めに応じ、円滑な運営ができるようサポートすること。
- エ 利用者向けQ&Aを作成し、ホームページ等による周知を行う等、保護者の負担軽減に対する措置を講じること。

(6) その他

- ア サービスの導入は保育園等 1 園につき、利用希望者が 1 人以上の場合にサービスを導入する。
- イ 利用希望者がおらず、未導入となった保育園等において、「4 事業実施期間」に定める期間途中で 1 人以上の利用希望の申し出があった場合は、利用希望に応じて柔軟に対応すること。
- ウ 閉園予定の園及び今後閉園が決定した園のサービス実施期間は、閉園までの期間とする。
- エ 選定時に提示したサービス内容を低下させるようなサービスの変更はしないこと。
- オ 「4 事業実施期間」に定める期間中に、本市又は各保育園等から、使い捨て食事用エプロンや手口ふきシート（おしぼり）のサービス提供の依頼があった場合は、オプションプラン等により提供できるようにすること。
- カ 本事業を履行する事業者は、個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等の保管など、適切な個人情報保護の措置を講じることとする。
- キ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。